平成２２年（フ）第１１５号
北海道小樽市新光３丁目12番403号　ロジェ新光、前住所北海道江別市幸町14番地の６シャトー弥生206号
債務者　三浦　　亮
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４８号
北海道小樽市高島４丁目８番20号、前住所北海道小樽市入船４丁目３番５号
債務者　尾田　勇介
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５２号
北海道小樽市松ケ枝２丁目７番28号
債務者　松田智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３４号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都186番地90
債務者　青木キヱ子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１６５号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字南本村33番地３
債務者　堀場　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
宮城県多賀城市高崎３丁目11番５号コーポラス軽井沢３―211号
債務者　松浦　光子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５１号
宮城県塩竈市港町２丁目１番16号　ハイツ星山208号、従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字長田50番地１　メゾンアベⅡ―105
債務者　宮坂　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９９号
仙台市宮城野区栄５丁目18番１―606号
債務者　澤田石千恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００９号
仙台市泉区黒松２丁目24番９―25号
債務者　菅原　愛美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
秋田市飯島長野本町３番78号　コーポシーハイルⅢＢ号、前住所秋田市土崎港相染町字沼端142番地６　渋谷荘２Ｆ　６号
債務者　山田　正英（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８号
秋田市飯島長野本町５番25号
債務者　山田　稲子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０号
秋田県潟上市天王字羽立266番地
債務者　安田　　潤
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１号
秋田市将軍野東３丁目１番18号、住民票上の住所秋田市将軍野東３丁目５番38―２号
債務者　谷野　理央
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８号
福島市飯坂町字月崎町２番地の７
債務者　佐々木久子（旧姓浜野）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１号
福島県二本松市油井字戸ノ内６番地３
債務者　伊藤　典子（旧姓丹治）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７３８号
千葉市若葉区西都賀４丁目14番５号ステートリーハウスＶ―203号
債務者　前田　幸枝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８０号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区１棟309号
債務者　吉本　孝子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係